

訪問看護サービス重要事項説明書
指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・訪問看護

ご利用者様（ご利用者様のご家族）が利用しようと考えている指定訪問看護・指定介護予防訪問看護・訪問看護（以下「訪問看護」という。）のサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なくご質問ください。

1 事業者概要

事業者名	医療法人 回生会
代表者氏名	理事長 小泉 榮子
所在地	〒010-0063 秋田県秋田市牛島西一丁目7番5号
連絡先	(電話) 018-832-3203 (FAX) 018-831-8780

2 事業所概要

事業所名	訪問看護ステーションひまわり
所在地	〒010-0063 秋田県秋田市牛島西一丁目7番5号 (医療法人回生会 秋田回生会病院内)
連絡先	(電話) 018-825-0215 (FAX) 018-825-0217
事業所番号	0560190449
管理者氏名	澁谷 太郎

※ 訪問看護の人員及び設備は兼務兼用とする。

3 職員体制

(令和6年4月1日現在)

職種	職員数	勤務形態	保有資格の内容
管理者	1名	常勤	看護師
看護師	3名	常勤	看護師
准看護師	1名	常勤	准看護師

4 事業の実施地域

秋田市 ※ 秋田市以外の地域でもご希望の方はご相談ください。

5 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (祝・休日、8月13日、12月31日から1月3日を除く。)
営業時間	午前8時30分から午後5時

6 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

主治医が訪問看護の必要性を認めた要支援・要介護の状態にある高齢者、または療養生活をしている方に対し、主治医との連携の下に、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 運営方針

訪問看護ステーション、看護師等は利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係との綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものといたします。

7 訪問看護の内容

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (6) ターミナルケア |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護 |
| (3) 食事および排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (4) 床ずれの予防・処置 | (9) カテーテル等の管理 |
| (5) リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療処置 |

8 訪問看護の利用料

利用料として各種保険に基づき、必要な訪問看護利用料金を請求いたします。料金については、訪問看護が開始される前に別紙の医療保険・介護保険の料金表にて説明を行い、その同意をいただきます。

利用料等のお支払方法は、毎月10日前後に前月分の請求をいたします。当月末までにお支払いいただき、お支払い後に領収証を発行いたします。

9 担当職員の変更

ご利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、ご相談ください。ご利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

10 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上、知識、技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

11 秘密保持と個人情報の保護

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得たご利用者様及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提

供契約が終了した後においても継続します。

事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご利用者様のご家族の個人情報を用いません。

12 事故発生時の対応

事業所がご利用者様に対して行う訪問看護サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者様のご家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者様に対して行った訪問看護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 緊急時の対応方法

サービス提供中に、ご利用者様に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者様が予め指定する連絡先にも連絡します。

14 サービスに関する苦情等の相談窓口

訪問看護ステーションひまわり 担 当：澁谷 太郎 電話番号：018-825-0215 受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：00
秋田市介護保険課 電話番号：018-888-5672
秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課 電話番号：018-883-1550

訪問看護サービス提供開始に際し、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者 医療法人回生会
代表者 理事長 小泉 榮子
事業所 訪問看護ステーションひまわり

説明者 _____ 印

私は、訪問看護サービスの利用に際し、本書面により、重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名 _____ 印

代理人 住 所

氏 名 _____ 印

利用者との続柄 ()

(別紙)

利用料金について

1 ご利用者様の訪問看護サービスが医療保険(精神科訪問看護)を利用する場合

<精神科訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅲ>

		基本療養費Ⅰ	基本療養費Ⅲ	
		ご自宅個別	2人まで	3人以上
週3日まで	30分以上	5,550円	5,550円	2,780円
	30分未満	4,250円	4,250円	2,130円
週4日目以降	30分以上	6,550円	6,550円	3,280円
	30分未満	5,100円	5,100円	2,550円

(注) 1 ご利用者様負担料金はご利用になる制度によって異なります。

2 准看護師による訪問については、1回につき看護師の9割相当の料金になります。

<精神科訪問看護基本療養費Ⅳ>

外泊中の訪問看護	8,500円
----------	--------

<訪問看護管理療養費>

月の初日の場合	7,730円
2回目以降	3,020円

<訪問看護情報提供療養費>

市町村等への情報提供を行った場合	1,500円
------------------	--------

<加算>

加算名	金額	備考
退院時共同指導加算	8,000円	—
長時間精神科訪問看護加算(90分以上)	5,200円	1日につき
複数名精神科訪問看護加算(30分以上)	看護師等	4,500円 1回/日の場合
	准看護師	3,800円 1回/日の場合
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1,830円	令和8年6月から

<その他の利用料>

- (1) 長時間訪問看護加算対象外の場合、営業時間内で1時間30分を超える訪問看護をした場合、30分毎に1,000円
- (2) 営業日以外に訪問看護をした場合、基本利用料以外に1回2,000円
- (3) 週3回を超える訪問看護(回数制限のない場合を除く)をした場合、1回あたり8,500円
- (4) 通常の業務の実施地域を越える場合の交通費(片道) 境界から路程1kmあたり20円
- (5) 死後の処置料 10,000円 (税別)
- (6) おむつ代等 実費負担

2 ご利用者様の訪問看護サービスが医療保険(訪問看護)を利用する場合

<訪問看護基本療養費Ⅰ・Ⅱ>

		基本療養費Ⅰ		
		ご自宅個別	2人まで	3人以上
週3日まで		5,550円	5,550円	2,780円
週4日目以降		6,550円	6,550円	3,280円

(注) 1 ご利用者様負担料金のご利用になる制度によって異なります。

2 准看護師による訪問については、1回につき看護師の9割相当の料金になります。

<訪問看護基本療養費Ⅲ>

外泊中の訪問看護	8,500円
----------	--------

<訪問看護管理療養費>

月の初日の場合	7,730円
2回目以降	3,020円

<訪問看護情報提供療養費>

市町村等への情報提供を行った場合	1,500円
------------------	--------

<加算>

加算名	金額	備考	
退院時共同指導加算	8,000円	—	
長時間訪問看護加算(90分以上)	5,200円	週1回まで	
複数名訪問看護加算	看護師等	4,500円	週1回まで
	准看護師	3,800円	週1回まで
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	1,830円	令和6年6月から	

<その他の利用料>

- (1) 長時間訪問看護加算対象外の場合、営業時間内で1時間30分を超える訪問看護をした場合、30分毎に1,000円
- (2) 営業日以外に訪問看護をした場合、基本利用料以外に1回2,000円
- (3) 週3回を超える訪問看護(回数制限のない場合を除く)をした場合、1回あたり8,500円
- (4) 通常の業務の実施地域を越える場合の交通費(片道) 境界から路程1kmあたり20円
- (5) 死後の処置料 10,000円 (税別)
- (6) おむつ代等 実費負担

3 ご利用者様の訪問看護サービスが介護保険を利用する場合

<訪問看護費>

	1 回当りの基本料金	ご利用者様負担料金
20 分未満	3,140 円	314 円
30 分未満	4,710 円	471 円
30 分以上 1 時間未満	8,230 円	823 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	11,280 円	1,128 円

<介護予防訪問看護>

	1 回当りの基本料金	ご利用者様負担料金
20 分未満	3,030 円	303 円
30 分未満	4,510 円	451 円
30 分以上 1 時間未満	7,940 円	794 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満	10,900 円	1,090 円

- (注) 1 利用料金表の「ご利用者様負担料金」は「料金」の 1 割を例示しています。
 2 准看護師による訪問については、1 回につき 9 割相当の料金になります。

<加算料金>

早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）	基本料金の 25%増し
深夜（午後 10 時～午前 6 時）	基本料金の 50%増し

加 算	利用料金	ご利用者様負担料金
複数名訪問看護加算	(30 分未満) 2,540 円/回	254 円
	(30 分以上) 4,020 円/回	402 円
初回加算	3,000 円/月	300 円
退院時共同指導加算	6,000 円/回	600 円

<その他の利用料>

- (1) 通常の業務の実施地域を越える場合の交通費 境界から路程 1 kmあたり 20 円
 (2) 死後の処置料 10,000 円 (税別)
 (3) おむつ代等 実費負担